

【Q&A】

○平成 28 年 1 月 7 日

(選定基準)

Q 「1-2 洗濯室・汚物処理室について」 居室のある階に設け、かつ、汚物処理室は洗濯室に近接した場所に設ける、とありますが、これはあくまで洗濯室が汚物処理室のそばにないといけないのでしょうか。汚れた下着・衣服を洗う専用の洗濯機、汚物が付着した衣服を洗うための洗濯機を設置する。という考えであれば、汚物処理室内に、汚物が付着した衣服を洗うための洗濯機を設置することで、一般の洗濯物と分別して洗うようにしたい、と考えております。ご指導よろしくお願ひいたします。

A 汚物処理室において下洗いした物についても清潔なものではなく、それを洗濯室まで運搬するまでの動線が長くなることは望ましくないと考え、汚物処理室と洗濯室を近接した場所に設けることを求めています。また、汚物処理室にて洗濯も同時に行うことは、汚物が集積する場所で、洗濯して入居者が再び使用する物が汚物と同じ空間にあり、それぞれの動線が重なる余地ができてしまうため、本項目の要件は満たしていないこととします。それぞれが独立した部屋を設けることによって、汚物と洗濯物を空間的に分けるようにしてください。

(選定基準)

Q 居室のある各階に設けるとは看護室・介護室と独立した居室じゃなければ駄目なのか、それとのカウンター等で仕切ってスペースを確保すれば各階に設けているとみなされるのか。

A まず、看護職員が用いる医薬品等を医務室に置く等によって保管する場所が別に存在すれば、一室内をスペースで仕切る等によって看護室と介護室を分けることによって一室にすることは可能です。

また、看護室・介護室は、入居者が日常的に利用する談話室等の共用設備に面して設置すること、及び、カウンターにより区分するなど、談話室及び廊下等を見渡すことができる形状とすることが求められております。そのことから、看護室・介護室は、基本的には独立した部屋といたしますが、入居者が日常的に利用する談話室等のなかにスペースを設けることによって看護室・介護室を設置して、入居者の様子を常時把握し、必要に応じてすぐかけつけることができるようにすることは可能とします。

(選定基準)

Q 各種加算等の人員配置の割合については、開設時の人員配置でよいのか？それとも満床時の入居者数に対する割合か？若しくは同様に提出する事業計画に基づいての入居者数に対する割合か？事業計画に基づいての割合の場合は開所 1 年後の入居者数に合せるのか？どの時点での入居者数にあわせた人員配置なのか？

A 特定施設入居者生活介護事業者選定一覧に定める算定要件における解釈、提出書類の様式その他定めのない事項については、介護報酬請求上の加算の要件に準じることとします。つきましては、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（12.2.10 厚生省告示第 103 号）などの介護報酬に係る告示を各自御参照ください。

(選定基準)

Q 地域交流スペースは独立した部屋でなくてはならないのか？それとも特定施設入居者生活介護の利用者の動線とかぶらなければ部屋でなくスペースでもよいのか？その場合は例えばロビーの一角に必要㎡数以上のス

ペースをとる事で地域交流スペースとみなすのか？又、その場合の表記の仕方としてはロビー兼地域交流スペースとするのか？

A 地域交流スペースについては、地域の人々が利用しやすいよう外部から区画され、台所等の設備や備品類によって地位交流の場としての役割を遂行するに足る機能を有した一つの独立した部屋であるべきと考えております。つきましては、特定施設入居者生活介護事業者選定一覧の選定項目に定める地域交流スペースは、独立した部屋で設けるものとします。

(申請条件)

Q 今回の内定申請応募におきまして、応募施設の入居要件（介護専用型／混合型、自立者の受け入れの有無）の条件はありますか？また、それによって採択される可能性は変わりますか？

A 本内定申請受付において、入居要件については「1 自立・要支援・要介護、2 要支援・要介護、3 要介護」の3つを想定しております。なお、入居要件の違いによって、選定上、差異を設けておりません。

(申請条件)

Q 添付資料の5-(6) 運営実績が確認できる資料に「事業者指定通知」の写し等、とありますが、弊社では現在全国に多数の施設を運用しておりますが、そのすべての施設について写しを添付する必要がありますか？例えば、川崎市内の施設の写しの添付のみでよろしいでしょうか？

A 当該提出書類は、特定施設入居者生活介護事業者選定一覧における「3-2 特定施設入居者生活介護等の運営実績について」の根拠資料となります。よって、当該運営実績の証明に係る施設における書類のみ御提出頂ければ結構です。

(申請条件)

Q 内定後の手続きについて、工事工程の策定にあたっての質問ですが、採択後の手続きについてはどのようになっていますでしょうか？

A 基本的には内定申請受付要項における「2 日程」「4 内定後のスケジュール（本市への報告等）」を参照してください。また、有料老人ホームとしての届出に係る手続きも必要ですので、川崎市有料老人ホーム設置運営指導要綱を参照してください。工事工程は余裕をもった実現可能なスケジュールで御提出ください。

○平成27年12月24日

(その他)

Q 公募における、検討事業者からの質問及び回答をホームページで公表予定（随時）と記載されておりますが、掲載時期はいつ頃を予定されているのでしょうか。

A 回答にあたって1週間強のお時間を頂きたいと考えております。内容によって多少時間が前後しますが、御理解頂けるようよろしくお願いいたします。

(申請条件)

Q 特定施設の1施設当たりの申請定員数は最大80名となっておりますが、特定施設を80名（80室）で申請し選定された場合、体験入居室2室を加えて（ホーム全体82室）運営を行うことは可能でしょうか。

A この場合における2室は、川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針に規定する住宅型有料老人ホームとなります（介護保険事業所にはならない）。全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料（平成20年2

月27日開催)において、「基本的に一の有料老人ホームとして届け出られたものの中に介護付有料老人ホームの部分と住宅型有料老人ホームの部分が混在するという事はないことを踏まえ、また、不明瞭かつ不適切な運営形態が生じることがないように適切な指定事務を行っていただきたい。」とされております。よって当該2室について、介護付有料老人ホームとは建物を別にする、又は同建物にする場合は階を分ける必要がありますので御注意下さい。

(その他)

- Q 第6期計画における240床の公募は今回限りとなるのでしょうか。今回の内定申請において定員が満たされない場合や内定取り消しが発生した場合、追加公募を出す予定は御座いますでしょうか。また、第7期(平成30年度以降)で内定申請時期、公募要件の公表時期はいつ頃を予定しているのでしょうか。
- A 第6期計画において内定申請を受け付ける床数は原則的に240床となります。ただし、今回の内定申請において定員が満たされない場合は、再度内定受付の実施を検討してまいります。第7期計画については、内容は未定ですので現段階では回答できません。

(選定基準)

- Q 本公募の受付要項における申請条件には地域密着型サービスの併設が記載されておられません。(必須条件でない)。川崎市の「かわさきいきいき長寿プラン」P136に記載されている介護付有料老人ホームの上乗せ要件と差異も感じられますが、どのような理由があるのでしょうか。
- A 第6期計画において「地域密着型サービスの併設等による地域の在宅高齢者の支援」を上乗せ要件としております。これに基づき、川崎市認知症対応型共同生活介護等選定基準において、「定期巡回随時対応型訪問介護看護」に係る項目の新設し、また、前回申請受付に設定した「小規模多機能型居宅介護・複合型サービス」において配点を増加させました。

(申請方法)

- Q 看護小規模多機能型居宅介護事業所の併設を検討し、計画ホームと同時期開設(平成29年10月1日)を予定しています。一方、地域密着型サービス新設に関して、12月7日に川崎市HPで公開された看護小規模多機能の指定申請の流れでは、指定予定が平成28年6月1日時点までの内定申請スケジュール記載にとどまっております。今回、特定施設公募に合わせてどのような手続き及び必要書類が求められるのでしょうか。
- A 本内定申請受付において、併設で申請した地域密着型サービス(川崎市特定施設入居者生活介護選定基準に定めるものに限ります)については、現在ホームページで公開しているスケジュールとは別の取扱とします。つきましては、平成29年10月1日までの期間で指定予定月日を記載したうえ、「指定地域密着型(介護予防)サービス事業者内定申請書」を御提出ください。

(申請条件)

- Q 第4期、第5期計画において、開設期限は計画最終年度末でございましたが、今期計画では従来と比較し半年前倒し(平成29年10月1日厳守)となっております。どのような意図や目的があるのかをご教授頂けないでしょうか。
- A 今回の内定申請受付において選定された事業者について、開設時期の遅延が発生する場合を想定して、開設期限を計画最終年度末よりも前に設定しました。また、選定事業者について内定取消事由が発生した場合

に、早期にその判断をして再度受付を行う必要がありますので、その意味でも開設期限は年度末よりもある程度余裕を持たせております。

(申請条件)

- Q 受付要項の「11 内定の取消」の中で、「正当な事由なく平成 29 年 10 月 1 日までに開設に至らないことが確実な場合」とあるが、正当な事由に該当する理由とはなんのでしょうか。また、第 5 期の計画において選定された事業者のうち、開業時期が予定より遅れているホームが散見されます。正当な事由のために内定取消にまで至らなかったと考えられますが、どのような理由があったのかをご教授頂けないでしょうか。
- A 開設時期の遅延を認めるかどうかは、個別ケースについて社会経済状況や自然災害の状況などを鑑みたくえで判断しております。なお、第 5 期計画期間（24 年度から 26 年度）においては、消費税増税や東京オリンピック開催決定等の様々な社会情勢による全国的な建築需要の高まりから、内定申請受付時の想定を上回る建設資材の高騰や人手の不足が発生し、工期の大幅な遅延につながりました。これらの事象は全国的なことであり、申請事業者にのみ責任を帰すことができず、開設時期を遅延する正当な事由に該当することといたしました。本計画については遅延することのないよう十分な計画にて臨んでください。

(選定基準)

- Q 選定項目の収納設備について、たとえ事業者が什器備品として提供する場合でも置き家具は認められず、備え付けであると理解しております。備え付けの場合、吊り戸棚でも要件を満たせるのでしょうか。押入れやクローゼット等何を収納するのか想定し、必要とされるサイズの基準等があれば公開して頂けますでしょうか。
- A 特定施設入居者生活介護選定基準一覧に定める居室に設ける収納設備は、基本的には利用者の利便性を考えて必要な設備を設置して頂くことを前提として、次の点に御注意下さい。
- ①設置方法や素材によって倒れやすい設備はやめてください。
 - ②収納設備はなるべく低い位置に設置してください。入居者によっては身長や介護状態が様々であり、収納設備が高い位置にあると、入居者が背伸びをする又は台の上にいる必要がある場合に転倒のリスクが生じてしまいます。また、収納設備が低い位置にあることは、入居者がベッドから起立する際や室内を歩行する際に良い支えとなるため、その点においても重要です。

御質問にある吊戸棚については、上記②に該当するため不可といたします。

(選定基準)

- Q サービス提供体制強化の要件について、介護福祉士の割合を 1 項目選択した上で、常勤職員割合及び勤続年数 3 年以上のスタッフが占める割合も満たしている場合、重複して配点を得ることは可能でしょうか。(実際のサービス提要体制強化加算においては算定出来る項目は一つですが、本公募に関する公募の配点は別々に取得出来るのでしょうか)。また、新規開設するホームの場合、開設 2 か月前までに全スタッフを採用することは経費上の観点から事実上困難であると考えられます。各項目の職員に対する割合について、開設 2 か月前確認の際はその時点の実雇用数に対するそれぞれの割合を満たせばよいのでしょうか。また、実雇用数には内定者を含むのでしょうか。
- A サービス提供体制強化の項目については、重複して配点を得ることは可能です(ただし、介護職員の総数における介護福祉士の割合については、100分の60又は100分の50のいずれかのみとなります)。

ただし、当該項目については、事業開始時に満たしているだけでなく、継続して要件を満たす必要がある点について御注意ください。

開設2か月前の確認においては、原則的に、事業開始時から雇用が開始される旨について、双方の押印がついた書面を対象の職員全員分用意して頂くことが望ましいと考えております。当該書面の作成が難しい場合は、その理由（作業が間に合わない等の事業者の責任に帰す理由は受け付けられません）を御説明頂いたうえで、当該職員が事業開始日から雇用が開始されることが確認できる書面を御提出頂きたいと思っております。

(選定基準)

- Q 認知症ケアの「専門的な研修を修了している者」に該当する研修を具体的にご教授頂けないでしょうか。また、研修により、受講の希望者が殺到しているため、取得が困難な資格も発生しておりますが、川崎市として受講枠拡大の施策などを検討していく予定はあるのでしょうか。
- A 研修の内容については12月21日掲載分で示したとおりです。現在川崎市では、認知症介護指導者研修について、受講枠の拡大等の施策を実施する予定はございません。

(選定基準)

- Q グループ会社（親会社の親会社）の監査を毎年受けている場合、外部監査に該当するのでしょうか。（運営主体は孫会社となる）また、親会社が外部会計監査法人と契約し、グループ企業（運営主体）を監査対象としている場合においても外部監査に該当するのをご教授頂けますでしょうか。
- A 川崎市特定施設入居者生活介護等選定基準一覧においては、その会社の親会社（会社法上の親会社を指します。以下同じ。）又はその親会社の親会社等（同様の資本関係に該当する系列会社全てを含みます。）による監査は外部監査には該当しません。ただし、その会社の親会社又はその親会社の親会社等が契約している外部会計監査人との契約内容に、その会社に対する監査が含まれている場合は、その会社が外部会計監査人と契約していると見なします。

(提出書類)

- Q 土地、建物の項目にそれぞれ「借地」とありますが、土地建物について運営主体の親会社が借地借家している物件を、子会社である運営主体が借り受けする（転貸）ケースの場合、表示方法はどうすればよいのでしょうか。
- A 子会社が親会社から土地を借り受けるにあたって締結した契約書をお示しください。当該契約書がない場合は、当該親会社が当該土地を借り受けるにあたって締結した契約書及び当該子会社が当該親会社から土地を借り受けたことが分かる書類（当該親会社による当該事実が存することを約した誓約書等）をお示しください。

(提出書類)

- Q エリア開発の一環として介護付有料老人ホームの開設を進めているため、近隣住民に対する説明も計画全体の説明会として行う必要があります。添付書類は今後の説明予定のスケジュールのみでも可能でしょうか。
- A 「特定施設入居者生活介護事業所の設置に関する事業計画書」において示した「近隣住民に対する説明経緯を示す書類」は、内定後のトラブルにならないように、申請までに近隣住民に対して一定程度周知・説明をして頂き、その経緯を書面でお示し頂くものです。当該説明・周知については、複合計画に係る説明会等のなかで、どのように介護付有料老人ホームに対して周知・説明を行ったかをお示しください。

○平成27年12月22日

(申請条件)

Q 仮に98名で申請をすること自体、申請条件を満たしていないことから受付拒否されますか。

A 本要項で指定した以外の方法によって申請した申請に該当しますので、無効とさせていただきます。

(申請条件)

Q 80名で特定の申請をし、残り18名分を住宅型として申請することは可能ですか。またその場合の条件として、特定と住宅型の職員を分ける、設備（ステーション、職員休憩室等）の条件はありますか。

A 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料（平成20年2月27日開催）において、「基本的に一の有料老人ホームとして届け出られたものの中に介護付有料老人ホームの部分と住宅型有料老人ホームの部分が混在するという事はないことを踏まえたうえで、不明瞭かつ不適切な運営形態が生じることがないように適切な指定事務を行っていただきたい。」とされており。これを踏まえて、介護付有料老人ホームとは建物を別にする、又は同建物にする場合は階を分ける必要がありますので御注意下さい。設備や職員配置等も別個の施設として考えて頂く必要があります。

(申請条件)

Q 残り18名分を住宅型として申請可能な場合、特定と住宅型の区分は、同フロアでも可能ですか。階別の必要性はありますか。

A 上記回答をもって回答とさせていただきます。

(選定基準)

Q 居室の広さが内法面積13.2㎡以上確保で加点されますが、13.2㎡の根拠を教えてください。

A 川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針において基準として定めるよりも広い居室を設けることを評価して加点項目としております。

(申請書類)

Q 「初期総投資額」についてですが、設置予定者が初期費用として投資する金額という認識で宜しいでしょうか。

A 当該事業の開始に係る経費を収入・支出の点で記載してください。

(その他)

Q 「回答は、随時本市ホームページに掲載」とありますが、質問からどの位の期間で掲載されますか。質問に関しては書類作成スケジュールにも影響があるため、設置予定者毎にメールにてご回答をいただきたいです。

A 回答にあたって1週間強のお時間を頂きたいと考えております。内容によって多少時間が前後しますが、御理解頂けるようよろしくお願いします。回答を掲載しました、その回答に係る質問の質問者に対してメールで御報告させていただきます。

○平成27年12月21日掲載

(提出書類)

Q 居室内配置図について、各階平面図内各居室に収納設備・トイレ・洗面設備等を表記することで、よろしいですか。

A 各階の各居室に必要な設備等が配置されていることが分かる資料を提出してください。設備等については、各自「川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する条例」、「川崎市有料老人ホーム設置運営指導要項」及び「川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針」を参照してください。

(選定基準)

Q 「居室のある各階に汚物処理室を設け、かつ汚物処理室は洗濯室に近接した場所に設ける」とありますが、汚染物を持ち歩くリスクをなくす為と解釈してよろしいですか。

A 洗濯室から汚物処理室まで汚物を運搬する距離が短い方が望ましいと考えます。

Q 「常勤職員」の定義を教えてください。

A 「川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」及び「川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例について【特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護】」に規定されている定義を各自参照してください。

(選定基準)

Q 「認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者」とありますが、どのような研修を指しますか。

A 平成12年3月8日老企第40号厚生省老人保健福祉局企画課長通知第2の4(8)③に定める研修とします(以下、原文を記載します)。

※「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護指導者研修」を指すものとする。ただし、平成28年3月31日までの間にあっては、「認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者」とあるのは、認知症介護指導者研修の研修対象者(要綱4(5)③)に該当する者であって、かつ、平成27年9月30日までの間に当該研修の受講の申し込みを行っている者を含むものとする。

(地域交流スペース)

Q 地域交流スペースの設備について、「台所(一般家庭用)」とありますが、地域交流の場として使用するにあたり支障がないと考える程度の設備でよろしいですか。

A 地域交流スペースとして専用の設備を設ける必要がありますので、その活用方法に照らして必要な程度の設備を設置してください(常識的に考えてあまりに狭いものや、利用者から苦情が出るようなものはやめてください)。

(地域交流スペース)

Q 地域交流スペースの設備について、「トイレ・台所・洗面設備は専用の設備」とありますが、地域交流の場として利用されていない時間帯でも当該設備は利用者以外使用できないものでしょうか。

A 地域交流スペースとして専用の設備を設ける必要がありますので、地域交流の場として利用されていない時間帯においても、その他の利用は想定されないものと考えます。

(地域交流スペース)

Q 地域交流スペースの管理・運營業務について、川崎市認知症対応型共同生活介護事業者等選定基準の書類より、特定施設入居者生活介護の選定を受けたものは管理・運營業務可能と考えてよろしいですか。

A 地域交流スペースの管理・運營業務については、申請事業者が自身で行うこととします。「地域交流スペース設置に係る川崎市の考え方」において、「地域交流スペースの管理・運營業務は、認知症対応型共同生活介護を運営する事業者が行ってください」という誤った記述がございましたので、訂正をいたしました。混乱を招いてしまい申し訳ございません。

○平成27年12月18日掲載

(地域交流スペース)

Q 地域交流スペースは、食堂や談話室等と併用は可能でしょうか。

A 特定施設入居者生活介護事業者選定一覧において得点を得るためには、地域交流スペース専用の部屋を設ける必要があります。

(図面事前確認)

Q 図面の事前確認に関してどのような書類が必要ですか。

A 「川崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する条例」、「川崎市有料老人ホーム設置運営指導要項」及び「川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針」に定める基準が遵守されているかが分かる資料を送付してください（例えば、居室面積や廊下幅等が分かるもの）。審査上不足がある場合には、別途連絡させていただきます。

(選定基準)

Q 「短期利用型特定施設入居者生活介護費」に係る申請条件はどのようなものでしょうか。また、タイミングとしては、いつ頃必要なものでしょうか。

A 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（12.2.10 厚生省告示第19号）を参照してください。本件は事前に市に届け出る必要がありますので、指定申請時に届け出る必要があります。ただし、内定後の本市への報告のなかで体制整備について進捗状況を報告して頂きますが、開設期日までに正当な理由なく申請条件を守ることができないと判断した場合には、内定取消の事由となりますので御注意下さい。

(選定基準)

Q 「医療機関連携加算」に係る申請条件はどのようなものでしょうか。また、タイミングとしては、いつ頃必要なものでしょうか？

A 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（12.2.10 厚生省告示第19号）を参照してください。本件は事前に市に届け出る必要がありますので、事業開始時までに算定要件に係る体制を整えておく必要があります。ただし、内定後の本市への報告のなかで体制整備について進捗状況を報告して頂きますが、開設期日までに正当な理由なく申請条件を守ることができないと判断した場合には、内定取消の事由となりますので御注意下さい。

(選定基準)

Q 川崎市認知症対応型共同生活介護事業者等選定基準とは、認知症対応型共同生活介護に選定係
る基準ですか。

A 川崎市認知症対応型共同生活介護事業者等選定基準は、認知症対応型共同生活介護と特定施設
入居者生活介護の両方の選定に係る基準です（「等」のなかに特定施設入居者生活介護が含まれて
います）。

（申請条件）

Q 仮に平成27年度特定施設入居者生活介護事業者として内定し、翌年度以降に特定施設入居者生
活介護事業者の公募があった場合、内定を受けた施設内において、1部屋の居室に間仕切り壁を設
置し、標準的な2部屋に戻した居室について、公募申請することは可能でしょうか。

A 内定申請受付における申請条件はその都度定めているため、次回以降の条件内容については現
段階でお答えできませんので、そうした提案が可能であるかどうかは回答できません。ただし、今
回の申請受付のように申請定員数に下限を定めている場合（今回は20床）は、既存の特定施設入
居者生活介護の1部屋を分割して2部屋にすることによる増加分についても、当該申請定員数の下
限を満たす必要があると考えます。

○平成27年12月16日掲載

（補助金）

Q 当該事業について補助金はありますか。

A 特定施設入居者生活介護に係る補助金はありません。ただし、一定の地域密着型サービスに
ついては、交付対象となる可能性がございますので、選定後に選定事業者様に対して別途御案内を
させていただきます。

なお、申請書の作成においては、補助金は見込まずに作成してください。

（事業用地）

Q 土地は自己所有以外に借地でも可能か。借地の場合は採択される可能性が下がるのか。

A 借地による申請は可能ですが、土地所有者と土地の賃貸借に係る仮契約書等を締結しているな
ど、事業用地が確保されている必要があります。なお、事業用地が自己所有の土地か借地かについ
て、選定上、差異は設けておりません。

（事業用地）

Q 整備圏域によって、採択される可能性は変わりますか。

A 整備圏域によって、選定上、差異は設けておりません。

（サービス付き高齢者向け住宅）

Q 既存施設であってサービス付き高齢者向け住宅を登録したものでも申請できるか。

A 申請可能です。ただし、サービス付き高齢者向け住宅については、特定施設入居者生活介護事
業者選定一覧の算定要件において、他とは異なる規定を定めている場合がございますので、確認を
していただくようお願いいたします。

○平成27年12月15日掲載

(地域交流スペース)

Q 同一敷地内への場所確保ができない場合、隣接地への設置は認められるか。

A 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する場合は認められます。なお、道路を隔てた位置にあっても、お互いが向かい合っていない場合は、認められません。

(地域交流スペース)

Q 2階において設置は可能か。また、敷地内の奥地への配置も可能か。

A 設置する場所に制限はありませんが、一般の往来から目に入りやすく、地域住民が利用しやすい位置にすべきと考えております。また、利用者の動線が特定施設入居者生活介護のスペース(居間等)を通らなければならないような構造は望ましくないと考えます。なお、設置は屋内にする必要があります。

【お知らせ】

○平成27年12月8日掲載

誓約事項の追加について

「6. 誓約事項特定施設入居者生活介護の内定申請内容に関する誓約書」において、以下の事項を加えました。既に資料を作成して頂いた方は、大変お手数ですが、差替えをよろしくお願い致します。

(追加事項)

「平成27年度特定施設入居者生活介護事業者の内定申請受付要項選定基準及び川崎市認知症対応型共同生活介護事業者等選定基準を確認し、川崎市ホームページに掲載された修正・補足事項について更新された最新のものを確認しています。」

○平成27年12月8日掲載

併設する小規模多機能型居宅介護事業所及び複合型サービス事業所の登録定員について

今回の内定申請受付の選定基準においては、小規模多機能型居宅介護事業所及び複合型サービス事業所を併設した場合に加点としておりますが、登録定員を25名以上とすることを条件として加えました。

それに伴い、「4. 得点記載表(特定施設入居者生活介護事業者一覧)」「5. 特定施設入居者生活介護事業者選定一覧 確認方法」「15. 川崎市認知症対応型共同生活介護事業者等選定基準」について、該当部分を修正しております。

本市においては、小規模多機能型居宅介護事業所及び複合型サービス事業所を普及する観点から、一定数以上の登録定員を設ける必要があると考えており、この度の変更を行いました。御理解の程よろしくお願い致します。

○平成27年12月4日掲載

同じ法人による複数事業所の申請について

今回の内定申請受付においては、同じ法人が複数事業所を申請することも可能です。その場合に、事務処理の手続き上、申請はまとめて一度に提出して頂けるようよろしくお願い致します。

○平成27年12月2日掲載

地域交流スペースについて

内定申請受付要項「5 申請条件」において地域交流スペースの記載がありましたが、修正ミスですので、削除したものを掲載し直しました。

今回の申請受付においては、選定基準上で一定面積の地域交流スペースを設置した場合に加点としておりますが、その設置が申請の必須条件ではありません。

なお、加点を取る場合に、内定申請受付要項に記載されていた地域交流スペースの位置及び備品に係る条件については引き続きお求めしますので、別紙「地域交流スペース設置に係る川崎市の考え方」についても、当該記載を加えたうえ、掲載し直しております。

混乱させてしまい申し訳ございませんでした。